



# 鳥取県公報

平成 18 年 10 月 17 日(火)  
号外第 1 4 9 号

毎週火・金曜日発行

## 目 次

◇ 条 例	特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例 (63) (職員課) . . . . . 5
	特定地域等の振興を促進するための県税の課税の特例に関する条例の一部 を改正する条例 (64) (税務課) . . . . . 9
	鳥取県税条例の一部を改正する条例 (65) (〃) . . . . . 11
	鳥取県国民健康保険財政調整交付金条例の一部を改正する条例 (66) (長寿社会課) . . . . . 13
	鳥取県採石条例の一部を改正する条例 (67) (治山砂防課) . . . . . 15

## ==== 公布された条例のあらまし ====

## ◇特別職の職員の給与に関する条例の一部改正について

## 1 条例の改正理由

特別職の職員の給与について、県内の実情等を適切に反映させるため、その検討に必要な手続を定めようとするものである。

## 2 条例の概要

## (1) 知事等の給与の種類

知事、副知事、出納長、常勤の監査委員及び病院事業の管理者の給与に退職手当が含まれることを明らかにする。

## (2) 知事による検討

ア 知事が議会の議員並びに知事、副知事及び出納長の給与制度（退職手当制度を含む。）の改正の必要性について検討するときは、有識者による会議を開催し、その意見を聴くものとする。

イ 有識者による会議は、学識経験者又は県民のうち知事の指名に応じた者10人以内で構成する。

ウ 知事は、有識者による会議で聴いた意見の要点を適切な方法で公表するものとする。

エ 給与制度の改正の必要性の検討は、少なくとも2年ごとに行うものとする。

## (3) 議会による検討

議会又はその議員が行う給与制度の改正の必要性の検討について必要な事項は、議会が別に定める。

## (4) その他所要の規定の整備を行う。

## (5) 施行期日等

ア 施行期日は、公布の日とする。

イ 鳥取県特別職報酬等審議会条例は、廃止する。

ウ 次に掲げる条例について所要の改正を行う。

(ア) 知事等の退職手当に関する条例

(イ) 鳥取県知事等及び職員の給与の特例に関する条例

## ◇特定地域等の振興を促進するための県税の課税の特例に関する条例の一部改正について

## 1 条例の改正理由

(1) 中心市街地における市街地の整備改善及び商業等の活性化の一体的推進に関する法律の一部が改正され、市町村が作成する中心市街地の活性化に関する基本計画（以下「基本計画」という。）については内閣総理大臣による認定制度が、民間事業者が作成する特定中心市街地活性化事業に係る計画（以下「特定民間中心市街地活性化事業計画」という。）については当該事業を所管する大臣による認定制度が設けられた。

(2) (1)にかんがみ、商業基盤施設（顧客その他の地域住民の利便の増進を図るための施設及び相当数の小売業の業務を行う者の業務の円滑な実施を図るための施設であって、研修又は会議の用に供するもの及び顧客のための共同荷さばきの用に供するものをいう。以下同じ。）に関し、不動産取得税について不均一課税をすることにより、中心市街地における都市機能の増進及び経済活動の向上を図る。

## 2 条例の概要

(1) 1の(1)の認定制度による認定を受けた特定民間中心市街地活性化事業計画に係る商業基盤施設を認定基本計画公表の日（当該日が平成20年3月31日以前であるものに限る。以下「公表日」という。）から3年内に設置した者については、次に掲げる家屋又は土地の取得（公表日以後の取得に限る。）に対して課する不動産取得税の税率は、100分の0.4（通常税率 100分の4）とする。

ア 当該商業基盤施設の用に供する家屋（当該商業基盤施設の用に供する部分に限るものとし、事務所、宿舍又は宿泊施設、遊戯施設、飲食店、喫茶店若しくは物品販売施設のうちその利用について対価若しくは負担として支払うべき金額の定めのある施設に係るものを除く。）の取得

イ アの家屋の敷地である土地の取得（当該取得の日の翌日から起算して1年以内に当該土地を敷地とす

る当該家屋の建設の着手があった場合における当該土地の取得に限る。)

- (2) その他所要の規定の整備を行う。
- (3) 施行期日は、公布の日とする。

#### ◇鳥取県税条例の一部改正について

##### 1 条例の改正理由

法人等の県民税の法人税割に係る超過課税の特例期間が終了することにかんがみ、産業振興の財源の一部に充てるため、引き続き5年間の特例期間を設けて超過課税を実施するとともに、中小法人等に対する不均一課税を実施する。

##### 2 条例の概要

- (1) 平成19年4月1日から平成24年3月31日までの5年間、法人等の県民税の法人税割に係る超過課税及び中小法人等に対する不均一課税を実施する。

##### 【税率の適用区分】

本則税率		5.0パーセント
特例期間中の法人税割の税率	中小法人等（資本金等の額が1億円以下で、かつ、法人税額が年1,000万円以下の法人等）	5.0パーセント
	中小法人等以外の法人	5.8パーセント

- (2) 施行期日は、平成19年4月1日とする。
- (3) 所要の経過措置を講ずる。

#### ◇鳥取県国民健康保険財政調整交付金条例の一部改正について

##### 1 条例の改正理由

国民健康保険法の一部が改正され、新たに入院時生活療養費及び保険外併用療養費が設けられたこと等に伴い、所要の改正を行う。

##### 2 条例の概要

- (1) 市町村が行う国民健康保険の財政を調整するための調整交付金を算定するための保険給付費に次の給付費を加える。

- ア 入院時生活療養費
- イ 保険外併用療養費

- (2) その他所要の規定の整備を行う。
- (3) 施行期日は、公布の日とする。

※ 入院時生活療養費：【療養病床に入院する70歳以上の高齢者について、現行の「入院時食事療養費」を廃止し、「入院時生活療養費」を設けるもの。】

#### ◇鳥取県採石条例の一部改正について

##### 1 条例の改正理由

- (1) 本年2月に採石場で災害が発生した際、報告がなく対応が遅れた。
- (2) 採石法施行規則の一部が改正され、採取計画に定める事項及び認可申請書に添付する書類が追加された。
- (3) (1)及び(2)に伴い、災害の発生を防止するため、採石業者に対する災害発生報告の義務付け、認可基準の見直し等を行う。

##### 2 条例の概要

(1) 採石業者の義務等	ア 採石業者は、採石場の区域内にポリ塩化ビフェニル廃棄物を保管してはならない。知事は、採石業者が採石場の区域内に当該廃棄物を保管していると認めたときは、採
--------------	---

	<p>石法に基づき、区域外に搬出するよう命ずる。</p> <p>イ 採石業者は、採石場において災害が発生したときは、直ちに、その災害の状況を知事に報告しなければならない。</p>
(2) 採石認可の基準の見直し	<p>次のとおり採石認可の基準を見直す。</p> <p>(ア) 保全区域の幅 隣接地の利用状況のほか、掘削区域の高低差に応じて5メートル以上で規則で定める距離以上とする。</p> <p>(イ) 脱水ケーキ 採石業者は、採石場内に堆積するときは、廃土若しくは廃石と混合し、又は交互に積み上げる。また、脱水ケーキの処理については、廃棄物に該当しないものを除き、廃棄物の処理及び清掃に関する法律に従って処理すること。</p> <p>(ウ) 跡地の防災措置に係る資金 跡地の防災措置を行うために必要な資金を確保できる場合でなければ、採石認可をしない。</p>
(3) 緑化に係る指針	<p>知事は、跡地の防災措置のうち緑化について採石業者が配慮すべき事項に関する指針を定め、公表することができる。</p>
(4) 認可計画の変更命令	<p>知事は、認可計画に基づいて行われている岩石の採取が認可基準を満たしていない場合において、認可計画を変更すべきであると認めるときは、当該採石業者に対して、認可計画を変更するよう命ずることができる。</p>
(5) 改善計画の提出命令	<p>知事は、採石業者が認可計画を遵守していないと認めるときは、採石法に基づく命令をする場合を除き、採石業者に対して改善計画の提出を命ずる。</p>
(6) 鳥取県採石場安全対策審議会	<p>鳥取県採石場安全対策審議会に、特別の事項を調査審議させるため必要があるときは、特別委員を置く。</p>
(7) その他	<p>その他所要の規定の整備を行う。</p>
(8) 施行期日等	<p>ア 施行期日は、平成19年1月1日とする。</p> <p>イ 所要の経過措置を講ずる。</p>

# 条 例

特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成18年10月17日

鳥取県知事 片 山 善 博

## 鳥取県条例第63号

特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

特別職の職員の給与に関する条例（昭和27年鳥取県条例第57号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中条及び項の表示に下線が引かれた条及び項（以下本則において「移動条項」という。）に対応する同表の改正後の欄中条及び項の表示に下線が引かれた条及び項（以下本則において「移動後条項」という。）が存在する場合には、当該移動条項を当該移動後条項とし、移動後条項に対応する移動条項が存在しない場合には、当該移動後条項（以下本則において「追加条項」という。）を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（条の表示を除く。以下本則において「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（条の表示及び追加条項を除く。以下本則において「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

改 正 後	改 正 前
<p>第3条 知事、副知事、出納長及び常勤の監査委員（以下「知事等」という。）の受ける給与は、給料、通勤手当、期末手当及び退職手当とする。</p> <p>2～4 略</p> <p><u>5 知事等の受ける退職手当の額その他退職手当の支給に関し必要な事項は、別に条例で定める。</u></p>	<p>第3条 知事、副知事、出納長及び常勤の監査委員（以下「知事等」という。）の受ける給与は、給料、通勤手当及び期末手当とする。</p> <p>2～4 略</p>
<p>第4条 略</p> <p><u>2 前項の規定にかかわらず、病院事業の管理者の受ける退職手当の額その他退職手当の支給に関し必要な事項は、別に条例で定める。</u></p>	<p>第3条の2 略</p>
<p>第5条 略</p> <p><u>（知事による検討）</u></p> <p><u>第6条 知事が第2条及び第3条に掲げる者（常勤の監査委員を除く。）の報酬、給料及び手当の額その他これらの者の給与に関する制度（以下「給与制度」という。）の改正の必要性について検討するときは、有識者による会議を開催し、その意見を聴くものとする。</u></p> <p><u>2 前項の有識者による会議は、学識経験者又は県民</u></p>	<p>第4条 略</p>

<p>のうち知事の指名に応じた者10人以内で構成する。</p> <p>3 <u>知事は、有識者による会議において聴いた意見の要点を適切な方法により公表するものとする。</u></p> <p>4 <u>前3項の規定による給与制度の改正の必要性の検討は、少なくとも2年ごとに行うものとする。</u></p> <p>(議会による検討)</p> <p>第7条 <u>議会又はその議員が行う給与制度の改正の必要性の検討について必要な事項は、議会が別に定める。</u></p> <p>(給与の支給)</p> <p>第8条 略</p> <p>第9条 <u>第3条第5項、第4条第2項及び前条に定めるもののほか、特別職の職員の給与の支給に関しては、一般職の職員の例による。</u></p> <p>(実施規定)</p> <p>第10条 略</p> <p>別表 (第1条-第3条、第5条関係)</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr><td>略</td></tr> </table>	略	<p>(給与の支給)</p> <p>第5条 略</p> <p>第6条 前条に定めるものの外、特別職の職員の給与の支給に関しては、一般職の職員の例による。</p> <p>(実施規定)</p> <p>第7条 略</p> <p>別表 (第1条、第2条、第3条、第4条関係)</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr><td>略</td></tr> </table>	略
略			
略			

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。  
(鳥取県特別職報酬等審議会条例の廃止)
- 2 鳥取県特別職報酬等審議会条例(昭和39年鳥取県条例第53号)は、廃止する。  
(知事等の退職手当に関する条例の一部改正)
- 3 知事等の退職手当に関する条例(昭和37年鳥取県条例第50号)の一部を次のように改正する。  
次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分を加える。

改 正 後	改 正 前
<p>(目的)</p> <p>第1条 この条例は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第204条第2項及び第3項、<u>教育公務員特例法(昭和24年法律第1号)第16条第2項並びに特別職の職員の給与に関する条例(昭和27年鳥取県条例第57号)第3条第5項及び第4条第2項</u>の規定により、知事、副知事、出納長、病院事業の管理者、常勤の監査委員及び教育長の退職手当の額その他退職手当の支給に関し必要な事項を定めることを目的とす</p>	<p>(目的)</p> <p>第1条 この条例は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第204条第2項及び第3項の規定により、知事、副知事、出納長、病院事業の管理者、常勤の監査委員及び教育長の退職手当の額その他退職手当の支給に関し必要な事項を定めることを目的とする。</p>

る。	
----	--

(鳥取県知事等及び職員の給与の特例に関する条例の一部改正)

4 鳥取県知事等及び職員の給与の特例に関する条例(平成17年鳥取県条例第44号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(以下この項において「改正部分」という。)に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分(以下この項において「改正後部分」という。)が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

改 正 後	改 正 前
<p>(病院事業の管理者の給与の額の特例)</p> <p>第4条 特例期間における病院事業の管理者の給与(退職手当を除く。以下この項において同じ。)の額は、特別職給与条例第4条の規定にかかわらず、第7条の規定により職員の給与に関する条例(昭和26年鳥取県条例第3号。以下「職員給与条例」という。)第3条第1項第1号に規定する行政職給料表の適用を受ける者のうちその職務の級が9級であるもの(次項において「9級職務者」という。)に特例期間において支給することとされる給与の額により知事が定める。</p> <p>2 略</p> <p>(委員会の委員等の報酬の額の特例)</p> <p>第5条 特例期間における特別職給与条例別表の左欄に掲げる者(議会の議員、知事等、常勤の監査委員、専門委員、附属機関(鳥取県男女共同参画推進員を除く。)の委員その他の構成員、選挙長、選挙分会長及び選挙立会人並びに審査分会長及び審査分会立会人を除く。)の報酬の額は、特別職給与条例第5条第1項の規定にかかわらず、同表の右欄に定める額から当該額に100分の5を乗じて得た額を減じた額とする。</p> <p>(職員の給与の額の特例)</p> <p>第7条 特例期間における職員給与条例第3条第1項各号に掲げる給料表のいずれかの適用を受ける職員(職員給与条例第4条の2に規定する短時間勤務職員を含む。以下「給料表適用職員」という。)の給料月額(職員給与に関する条例等の一部を改正する条例(平成18年鳥取県条例第43号)附則第7条(以下「改正附則第7条」という。)の規定により支給</p>	<p>(病院事業の管理者の給与の額の特例)</p> <p>第4条 特例期間における病院事業の管理者の給与(退職手当を除く。以下この項において同じ。)の額は、特別職給与条例第3条の2の規定にかかわらず、第7条の規定により職員の給与に関する条例(昭和26年鳥取県条例第3号。以下「職員給与条例」という。)第3条第1項第1号に規定する行政職給料表の適用を受ける者のうちその職務の級が9級であるもの(次項において「9級職務者」という。)に特例期間において支給することとされる給与の額により知事が定める。</p> <p>2 略</p> <p>(委員会の委員等の報酬の額の特例)</p> <p>第5条 特例期間における特別職給与条例別表の左欄に掲げる者(議会の議員、知事等、常勤の監査委員、専門委員、附属機関(鳥取県男女共同参画推進員を除く。)の委員その他の構成員、選挙長、選挙分会長及び選挙立会人並びに審査分会長及び審査分会立会人を除く。)の報酬の額は、特別職給与条例第4条第1項の規定にかかわらず、同表の右欄に定める額から当該額に100分の5を乗じて得た額を減じた額とする。</p> <p>(職員の給与の額の特例)</p> <p>第7条 特例期間における職員給与条例第3条第1項各号に掲げる給料表のいずれかの適用を受ける職員(職員給与条例第4条の2に規定する短時間勤務職員を含む。以下「給料表適用職員」という。)の給料月額は、職員給与条例第3条第1項、第4条第11項及び第4条の2の規定にかかわらず、これらの規定により定められた額(次項において「給料基礎額」</p>

<p>される給料の額を含む。以下同じ。)は、職員給与条例第3条第1項、第4条第11項及び第4条の2並びに改正附則第7条の規定にかかわらず、これらの規定に定める額(次項において「給料基礎額」という。)から当該額に次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める割合(以下「特定割合」という。)を乗じて得た額(当該額に1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額)を減じた額とする。</p>	<p>という。)から当該額に次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める割合(以下「特定割合」という。)を乗じて得た額(当該額に1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額)を減じた額とする。</p>
<p>(1)～(3) 略</p>	<p>(1)～(3) 略</p>
<p>2～6 略</p>	<p>2～6 略</p>
<p>(任期付研究員の給与の額の特例)</p>	<p>(任期付研究員の給与の額の特例)</p>
<p>第8条 特例期間における任期付研究員の採用等に関する条例(平成13年鳥取県条例第4号。以下「任期付研究員条例」という。)第4条の規定により任期を定めて採用された職員(以下「任期付研究員」という。)の給料月額は、任期付研究員条例第6条第1項、第2項及び第4項並びに改正附則第7条の規定にかかわらず、これらの規定に定める額から当該額に100分の4を乗じて得た額を減じた額とする。ただし、前条第2項第1号又は第2号に掲げる額の算出の基礎となる給料月額は、これらの規定に定める額とする。</p>	<p>第8条 特例期間における任期付研究員の採用等に関する条例(平成13年鳥取県条例第4号。以下「任期付研究員条例」という。)第4条の規定により任期を定めて採用された職員(以下「任期付研究員」という。)の給料月額は、任期付研究員条例第6条第1項、第2項及び第4項の規定にかかわらず、これらの規定に定める額から当該額に100分の4を乗じて得た額を減じた額とする。ただし、前条第2項第1号又は第2号に掲げる額の算出の基礎となる給料月額は、これらの規定に定める額とする。</p>
<p>2～4 略</p>	<p>2～4 略</p>
<p>(特定任期付職員の給与の額の特例)</p>	<p>(特定任期付職員の給与の額の特例)</p>
<p>第9条 特例期間における任期付職員の採用等に関する条例(平成14年鳥取県条例第67号。以下「任期付職員条例」という。)第7条第1項に規定する特定任期付職員(以下「特定任期付職員」という。)の給料月額は、任期付職員条例第7条第1項及び第3項並びに改正附則第7条の規定にかかわらず、これらの規定に定める額から当該額に100分の4を乗じて得た額を減じた額とする。ただし、第7条第2項第1号又は第3号に掲げる額の算出の基礎となる給料月額は、これらの規定に定める額とする。</p>	<p>第9条 特例期間における任期付職員の採用等に関する条例(平成14年鳥取県条例第67号。以下「任期付職員条例」という。)第7条第1項に規定する特定任期付職員(以下「特定任期付職員」という。)の給料月額は、任期付職員条例第7条第1項及び第3項の規定にかかわらず、これらの規定に定める額から当該額に100分の4を乗じて得た額を減じた額とする。ただし、第7条第2項第1号又は第3号に掲げる額の算出の基礎となる給料月額は、これらの規定に定める額とする。</p>
<p>2～4 略</p>	<p>2～4 略</p>



特定地域等の振興を促進するための県税の課税の特例に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成18年10月17日

鳥取県知事 片 山 善 博

**鳥取県条例第64号**

特定地域等の振興を促進するための県税の課税の特例に関する条例の一部を改正する条例

特定地域等の振興を促進するための県税の課税の特例に関する条例（平成12年鳥取県条例第61号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には、当該改正部分を削り、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

改 正 後	改 正 前
<p>(目的)</p> <p>第1条 この条例は、農村地域工業等導入促進法（昭和46年法律第112号。以下「農工法」という。）、<u>中心市街地の活性化に関する法律</u>（平成10年法律第92号。以下「中心市街地法」という。）及び過疎地域自立促進特別措置法（平成12年法律第15号。以下「過疎法」という。）に定める目的の達成並びに本県における企業立地の促進に資するため、地方税法（昭和25年法律第226号）第6条の規定による県税の課税免除及び不均一課税について必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(中心市街地における不動産取得税の不均一課税)</p> <p>第4条 中心市街地法第9条第10項に規定する<u>認定基本計画の公表の日</u>（その日が中心市街地の活性化に関する法律第48条の地方税の不均一課税に伴う措置が適用される場合等を定める省令（平成11年自治省令第9号。以下「中心市街地法省令」という。）第3条に規定する期間内であるものに限る。以下この条において「公表日」という。）から起算して3年以内に、中心市街地法省令第2条第1項に規定する商業基盤施設（以下「商業基盤施設」という。）を設置した者については、当該商業基盤施設の用に供する家屋（当該商業基盤施設の用に供する部分に限るものとし、事務所、宿舍又は宿泊施設、遊技施設、飲食店、喫茶店若しくは物品販売施設のうちその利用について対価若しくは負担として支払うべき金額</p>	<p>(目的)</p> <p>第1条 この条例は、農村地域工業等導入促進法（昭和46年法律第112号。以下「農工法」という。）、<u>中心市街地における市街地の整備改善及び商業等の活性化の一体的推進に関する法律</u>（平成10年法律第92号。以下「中心市街地法」という。）及び過疎地域自立促進特別措置法（平成12年法律第15号。以下「過疎法」という。）に定める目的の達成並びに本県における企業立地の促進に資するため、地方税法（昭和25年法律第226号）第6条の規定による県税の課税免除及び不均一課税について必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(中心市街地における不動産取得税の不均一課税)</p> <p>第4条 中心市街地法第6条第1項に規定する<u>基本計画に係る同条第6項に規定する公表の日</u>（その日が中心市街地における市街地の整備改善及び商業等の活性化の一体的推進に関する法律第34条の地方税の不均一課税に伴う措置が適用される場合等を定める省令（平成11年自治省令第9号。以下「中心市街地法省令」という。）第3条に規定する期間内であるものに限る。以下この条において「公表日」という。）から起算して3年以内に、中心市街地法省令第2条第1項に規定する商業基盤施設（以下「商業基盤施設」という。）を設置した者に対しては、当該商業基盤施設の用に供する家屋（当該商業基盤施設の用に供する部分に限るものとし、事務所、宿舍又は宿泊施設、遊技施設、飲食店、喫茶店若しくは物品販売施</p>

<p>の定めのある施設に係るものを除く。)又はその敷地である土地の取得(公表日以後の取得に限り、かつ、土地の取得については、その取得の日の翌日から起算して1年以内に当該土地を敷地とする当該家屋の建設の着手があった場合における当該土地の取得に限る。)に対して課する不動産取得税の税率は、鳥取県税条例(平成13年鳥取県条例第10号。以下「県税条例」という。)第79条の規定にかかわらず、100分の0.4とする。</p>	<p>設のうちその利用について対価若しくは負担として支払うべき金額の定めのある施設に係るものを除く。)又はその敷地である土地の取得(公表日以後の取得に限り、かつ、土地の取得については、その取得の日の翌日から起算して1年以内に当該土地を敷地とする当該家屋の建設の着手があった場合における当該土地の取得に限る。)に対して課する不動産取得税の税率は、鳥取県税条例(平成13年鳥取県条例第10号。以下「県税条例」という。)第79条の規定にかかわらず、100分の0.4とする。</p>
<p>(企業立地の促進のための不動産取得税の不均一課税) 第5条 略</p> <p>2 前項の対象事業とは、次に掲げる業種及び鳥取県企業立地等事業助成条例(平成15年鳥取県条例第4号)第2条第1項第2号アに定める業種に属する事業をいう。</p> <p>(1)～(5) 略</p>	<p>(企業立地の促進のための不動産取得税の不均一課税) 第5条 略</p> <p>2 前項の対象事業とは、次に掲げる業種に属する事業その他地域経済の活性化に特に寄与するものとして知事が別に定める基準に該当する事業をいう。</p> <p>(1)～(5) 略</p>
<p>(課税免除の届出等)</p> <p>第6条 第2条又は第3条第1項の規定により県税の課税を受けないこととなる者は、次に掲げる事項を記載した届出書を、個人にあつては第2条に規定する設備若しくは特別償却設備(以下この条において「対象設備」という。)又はその敷地である土地を事業の用に供した日の属する年の翌年の3月15日又は県税条例第7条第1項若しくは第2項の規定により延長された事業税の申告期限(以下「延長申告期限」という。)までに、法人にあつては対象設備又はその敷地である土地を事業の用に供した日の属する事業年度に係る県税条例第60条の表第1号から第4号までに規定する期間(以下「法人事業税申告納付期間」という。)の末日又は延長申告期限までに、知事(地方自治法(昭和22年法律第67号)第153条第1項の規定により知事の権限が委任されている場合にあつては、当該委任を受けた県税事務所設置条例(昭和25年鳥取県条例第26号)第2条の規定により設置される県税事務所の長。以下同じ。)に提出しなければならない。</p> <p>(1)～(5) 略</p> <p>2及び3 略</p>	<p>(課税免除の届出等)</p> <p>第6条 第2条又は第3条第1項の規定により県税の課税を受けないこととなる者は、次に掲げる事項を記載した届出書を、個人にあつては第2条に規定する設備若しくは特別償却設備(以下この条において「対象設備」という。)又はその敷地である土地を事業の用に供した日の属する年の翌年の3月15日又は県税条例第7条第1項若しくは第2項の規定により延長された事業税の申告期限(以下「延長申告期限」という。)までに、法人にあつては対象設備又はその敷地である土地を事業の用に供した日の属する事業年度に係る県税条例第60条の表第1号から第4号までに規定する期間(以下「法人事業税申告納付期間」という。)の末日又は延長申告期限までに、知事に提出しなければならない。</p> <p>(1)～(5) 略</p> <p>2及び3 略</p>

## 附 則

この条例は、公布の日から施行する。

鳥取県税条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成18年10月17日

鳥取県知事 片 山 善 博

**鳥取県条例第65号**

鳥取県税条例の一部を改正する条例

鳥取県税条例（平成13年鳥取県条例第10号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後			改 正 前		
(法人税割の税率) 第40条 法人税割の税率は、次の表の法人税割の欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の税率の欄に定める率とする。			(法人税割の税率) 第40条 法人税割の税率は、次の表の法人税割の欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の税率の欄に定める率とする。		
法人税割		税率	法人税割		税率
(1) (2)に掲げる法人税割以外の法人税割		100分の5	(1) (2)に掲げる法人税割以外の法人税割		100分の5
(2) <u>平成19年4月1日</u> から平成24年3月31日 までの間（以下この表 において「特例期間」 という。）に終了する 各事業年度分及び各計 算期間（第55条第1項 の表(2)に規定する計 算期間をいう。）分の 法人税割並びに特例期 間内における解散（合 併による解散を除く。） による清算所得に対す る法人税額に係る法人 税割（清算中の各事業 年度に係る法人税額及 び残余財産の一部分配 により納付すべき法人 税額に係る法人税割を 含む。以下この表にお いて「清算所得に係る 法人税割」という。）	ア イに掲 げる法人 税割以外 の法人税 割	100分の 5.8	(2) <u>平成9年4月1日</u> から平成19年3月31日 までの間（以下この表 において「特例期間」 という。）に終了する 各事業年度分及び各計 算期間（第55条第1項 の表(2)に規定する計 算期間をいう。）分の 法人税割並びに特例期 間内における解散（合 併による解散を除く。） による清算所得に対す る法人税額に係る法人 税割（清算中の各事業 年度に係る法人税額及 び残余財産の一部分配 により納付すべき法人 税額に係る法人税割を 含む。以下この表にお いて「清算所得に係る 法人税割」という。）	ア イに掲 げる法人 税割以外 の法人税 割	100分の 5.8
イ 中小法 人等に対 する各事 業年度分 の法人税 割及び清 算所得に 係る法人 税割		100分の5	イ 中小法 人等に対 する各事 業年度分 の法人税 割及び清 算所得に 係る法人 税割		100分の5
2～6 略			2～6 略		

## 附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成19年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の鳥取県税条例第40条第1項の規定は、平成19年4月1日以後に終了する各事業年度分及び各計算期間分の法人税割並びに同日以後の解散による清算所得に対する法人税額に係る法人税割（清算中の各事業年度に係る法人税額及び残余財産の一部分配により納付すべき法人税額に係る法人税割を含む。以下同じ。）について適用し、同日前に終了した各事業年度分及び各計算期間分の法人税割並びに同日前の解散による清算所得に対する法人税額に係る法人税割については、なお従前の例による。

鳥取県国民健康保険財政調整交付金条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成18年10月17日

鳥取県知事 片 山 善 博

### 鳥取県条例第66号

鳥取県国民健康保険財政調整交付金条例の一部を改正する条例

鳥取県国民健康保険財政調整交付金条例（平成17年鳥取県条例第66号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分を加える。

改正後	改正前
<p>(調整交付金の種類)</p> <p>第3条 略</p> <p>2 普通調整交付金は、次に掲げるものの市町村間における格差を勘案して、各市町村に対し、知事<u>（地方自治法（昭和22年法律第67号）第153条第1項の規定により知事の権限に属する事務が委任されている場合にあっては、当該委任を受けた鳥取県部等設置条例（平成6年鳥取県条例第5号）第1条の規定により設置される福祉保健部の長。以下同じ。）</u>が調整交付金交付要綱で別に定めるところにより交付する。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 次に掲げる額の合算額</p> <p>ア 一般被保険者に係る療養の給付（法第36条第1項に規定する療養の給付をいう。）に要する費用の額から当該給付に係る一部負担金（法第42条第1項に規定する一部負担金をいう。）に相当する額を控除した額、入院時食事療養費（法第52条第1項に規定する入院時食事療養費をいう。）、<u>入院時生活療養費（法第52条の2第1項に規定する入院時生活療養費をいう。）、</u>保険外併用療養費（法第53条第1項に規定する保険外併用療養費をいう。）、特定療養費（<u>健康保険法等の一部を改正する法律（平成18年法律第83号）第11条の規定による改正前の法第53条第1項に規定する特定療養費をいう。）、</u>療養費（法第54条第1項及び第2項に規定する療養費をいう。）、訪問看護療養費（法第54条の2第1項に規定する訪問看護療養費をいう。）、特別療養費（法第54条の3第1項に規定する特別療養費をいう。）、移送費（法第54条の4第1項に規定する移送費をいう。）及び高額療養費（法第57条</p>	<p>(調整交付金の種類)</p> <p>第3条 略</p> <p>2 普通調整交付金は、次に掲げるものの市町村間における格差を勘案して、各市町村に対し、知事が別に定めるところにより交付する。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 次に掲げる額の合算額</p> <p>ア 一般被保険者に係る療養の給付（法第36条第1項に規定する療養の給付をいう。）に要する費用の額から当該給付に係る一部負担金（法第42条第1項に規定する一部負担金をいう。）に相当する額を控除した額、入院時食事療養費（法第52条第1項に規定する入院時食事療養費をいう。）、特定療養費（法第53条第1項に規定する特定療養費をいう。）、療養費（法第54条第1項及び第2項に規定する療養費をいう。）、訪問看護療養費（法第54条の2第1項に規定する訪問看護療養費をいう。）、特別療養費（法第54条の3第1項に規定する特別療養費をいう。）、移送費（法第54条の4第1項に規定する移送費をいう。）及び高額療養費（法第57条の2第1項に規定する高額療養費をいう。）の支給に要する費用の額、老人保健医療費拠出金（政令第2条第1項第2号に規定する老人保健医療費拠出金をいう。）の納付に要する費用の額から退職被保険者等に係る負担調整前老人保健医療費</p>

<p>の2第1項に規定する高額療養費をいう。)の支給に要する費用の額、老人保健医療費拠出金(政令第2条第1項第2号に規定する老人保健医療費拠出金をいう。)の納付に要する費用の額から退職被保険者等に係る負担調整前老人保健医療費拠出金相当額(同号に規定する退職被保険者等に係る負担調整前老人保健医療費拠出金相当額をいう。)を控除した額並びにその他の国民健康保険事業に要する費用の額の合算額</p>	<p>拠出金相当額(同号に規定する退職被保険者等に係る負担調整前老人保健医療費拠出金相当額をいう。)を控除した額並びにその他の国民健康保険事業に要する費用の額の合算額</p>
<p>イ 略</p>	<p>イ 略</p>
<p>3 特別調整交付金は、国民健康保険事業の運営の安定化に資する事業を実施し、又はその他国民健康保険の財政に影響を与える特別な事情がある市町村に対し、知事が調整交付金交付要綱で別に定めるところにより交付する。</p>	<p>3 特別調整交付金は、国民健康保険事業の運営の安定化に資する事業を実施し、又はその他国民健康保険の財政に影響を与える特別な事情がある市町村に対し、知事が別に定めるところにより交付する。</p>
<p>4～6 略</p>	<p>4～6 略</p>

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

鳥取県採石条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成18年10月17日

鳥取県知事 片 山 善 博

**鳥取県条例第67号**

鳥取県採石条例の一部を改正する条例

鳥取県採石条例（平成15年鳥取県条例第72号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中条、項及び号の表示に下線が引かれた条、項及び号（以下「移動条項等」という。）に対応する同表の改正後の欄中条、項及び号の表示に下線が引かれた条、項及び号（以下「移動後条項等」という。）が存在する場合には、当該移動条項等を当該移動後条項等とし、移動条項等に対応する移動後条項等が存在しない場合には、当該移動条項等（以下「削除条項等」という。）を削り、移動後条項等に対応する移動条項等が存在しない場合には、当該移動後条項等（以下「追加条項等」という。）を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（条、項及び号の表示、削除条項等並びに別表の表示を除く。以下「改正部分」という。）に対応する次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分（条、項及び号の表示、追加条項等並びに別表の表示を除く。以下「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には、当該改正部分を削り、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

次の表の改正前の欄中別表の表示に下線が引かれた別表（以下「移動別表」という。）に対応する次の表の改正後の欄中別表の表示に下線が引かれた別表（以下「移動後別表」という。）が存在する場合には、当該移動別表を当該移動後別表とし、移動後別表に対応する移動別表が存在しない場合には、当該移動後別表を加える。

次の表の改正後の欄の表中太線で囲まれた部分を加える。

改 正 後	改 正 前
<p>(目的)</p> <p>第1条 この条例は、採石法（昭和25年法律第291号。以下「法」という。）、採石法施行令（<u>昭和46年政令第279号</u>）及び採石法施行規則（昭和26年通商産業省令第6号）に定めるもののほか、採石業者が遵守すべき事項、知事はその指導監督を行う際の基準等を定め、もって、採石に伴う災害を防止し、併せて採石業の健全な発達を図ることを目的とする。</p> <p>(県の責務)</p> <p>第3条 県は、採石に係る法令、この条例及び<u>この条例に基づく規則</u>（以下「関係規程」という。）に定める基準に基づき、採石業者に対して適切な指導監督を行い、採石に伴う災害を防止し、採石業の健全な発達を図るものとする。</p> <p>(採石業者の義務)</p> <p>第4条 略</p> <p><u>2 採石業者は、採石場（法第33条に規定する岩石採</u></p>	<p>(目的)</p> <p>第1条 この条例は、採石法（昭和25年法律第291号。以下「法」という。）、採石法施行令（<u>昭和25年政令第279号</u>）及び採石法施行規則（昭和26年通商産業省令第6号）に定めるもののほか、採石業者が遵守すべき事項、知事はその指導監督を行う際の基準等を定め、もって、採石に伴う災害を防止し、併せて採石業の健全な発達を図ることを目的とする。</p> <p>(県の責務)</p> <p>第3条 県は、採石に係る法令、この条例及び<u>採石に関するその他の規程</u>（以下「関係規程」という。）に定める基準に基づき、採石業者に対して適切な指導監督を行い、採石に伴う災害を防止し、採石業の健全な発達を図るものとする。</p> <p>(採石業者の責務)</p> <p>第4条 略</p>

取場をいう。以下同じ。)の区域内にポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法(平成13年法律第65号)第2条第1項に規定するポリ塩化ビフェニル廃棄物を保管してはならない。

- 3 採石業者は、採石場において災害が発生したときは、直ちに、その災害の状況を知事(地方自治法(昭和22年法律第67号)第153条第1項の規定により知事の権限に属する事務が委任されている場合)においては、当該委任を受けた鳥取県部等設置条例(平成6年鳥取県条例第5号)第1条の規定により設置される県土整備部の長、鳥取県総合事務所設置条例(平成15年鳥取県条例第40号)第1条の規定により設置される総合事務所の長又は同部を構成する内部組織の長。以下同じ。)に報告しなければならない。

(採石認可の基準)

第5条 略

- 2 前項の審査は、法第33条の4及び次条の規定によるほか、別表第1に定める基準に従って行うものとする。
- 3 知事は、採石認可を行おうとする場合において、認可申請に係る採石場が次の各号のいずれかに該当するときは、あらかじめ鳥取県採石場安全対策審議会の意見を聴くものとする。

(1)及び(2) 略

(跡地の防災措置の履行確保)

第6条 知事は、認可申請をした採石業者が次に掲げる条件に適合し、採石の跡地について採石を行ったことにより生ずる災害を防止するため必要な措置(以下「跡地の防災措置」という。)を確実に行うと見込まれる場合でなければ、採石認可をしないものとする。

- (1) 当該採石業者が当該認可申請をする以前に知事から採石認可を受けた採石場であって当該認可申請をする際に採石を行っているものがあるときは、その中に当該採石場について採石を行ったため災害が発生する可能性が高まっているものがないこと。
- (2) 当該採石業者が当該認可申請をする以前に知事から採石認可を受けた採石場であって既に採石のための掘削が終了しているものがあるときは、その中に当該採石場の跡地の防災措置が行われていないものがないこと。

(採石認可の基準)

第5条 略

- 2 前項の審査は、法第33条の4及び次条の規定によるほか、別表に定める基準に従って行うものとする。
- 3 知事は、採石認可を行おうとする場合において、認可申請に係る採石場(法第33条に規定する岩石採取場をいう。以下同じ。)が次の各号のいずれかに該当するときは、あらかじめ鳥取県採石場安全対策審議会の意見を聴くものとする。

(1)及び(2) 略

(跡地の防災措置の履行確保)

第6条 知事は、認可申請をした採石業者が次に掲げる条件に適合し、採石の跡地について採石を行ったことにより生ずる災害を防止するため必要な措置(以下「跡地の防災措置」という。)を確実に行うと見込まれる場合でなければ、採石認可をしないものとする。

- (1) 当該採石業者が当該認可申請をする以前に知事から採取認可を受けた他の採石場であって当該認可申請をする際に採石を行っているものがあるときは、その中に当該採石場について採石を行ったため災害が発生する可能性が高まっているものがないこと。
- (2) 当該採石業者が当該認可申請をする以前に知事から採石認可を受けた他の採石場であって既に採石のための掘削が終了しているものがあるときは、その中に当該採石場の跡地の防災措置が行われていないものがないこと。



(3) 当該採石業者が跡地の防災措置を行うために必要な資金を確保できること。

(4) 略

2 知事は、跡地の防災措置のうち緑化について採石業者が配慮すべき事項に関する指針を定め、公表することができる。

(変更認可等)

第7条 法第33条の5第1項ただし書に規定する軽微な変更は、別表第2のとおりとする。

2 法第33条の5第1項本文の規定による変更の認可に係る審査は、同条第3項において準用する法第33条の4及び前条の規定によるほか、別表第1に定める基準に従って行うものとする。

3 知事は、法第33条の5第1項本文の規定による変更の認可を行おうとする場合において、当該変更が次の各号のいずれかに該当するときは、あらかじめ鳥取県採石場安全対策審議会の意見を聴くものとする。

(1)～(3) 略

(変更命令)

第8条 知事は、認可計画に基づいて行われている岩石の採取が別表第1に定める基準を満たしていない場合において、認可計画を変更すべきであると認めるときは、当該採石業者に対し、法第33条の9の規定に基づき、当該認可計画を変更するよう命ずることができる。

(認可計画の不遵守等に対する監督命令)

第9条 知事は、採石業者が認可計画を遵守していないと認めた場合において、次の各号のいずれにも該当しないときは、当該採石業者に対し、当該不遵守に係る事項を速やかに認可計画に適合させるための計画（以下「改善計画」という。）の提出を命ずるものとする。

(1) 災害が発生する可能性が高まっていると認められるため、法第33条の13第1項の規定に基づく

(3) 略

(変更認可等)

第7条 採石業者は、法第33条の5第1項の規定による変更の認可を受けようとするときは、当該変更が採石の期間の延長に係るものである場合にあっては当該期間が満了する日の2月前までに、その他の場合にあっては当該変更を行おうとする日の2月前までに、知事に申請しなければならない。

2 採石業者は、法第33条の5第1項ただし書の経済産業省令で定める軽微な変更を行おうとするときは、当該変更を行おうとする日の7日前までに、同条第2項の規定により知事に届け出なければならない。

3 知事は、第1項に規定する変更の認可を行おうとする場合において、当該変更が次の各号のいずれかに該当するときは、あらかじめ鳥取県採石場安全対策審議会の意見を聴くものとする。

(1)～(3) 略

(認可計画の不遵守等に対する指導監督)

第8条 知事は、採石業者が認可計画を遵守していないことを確認したとき（次条第3号又は第4号に該当するものを除く。）は、必要に応じて、当該採石業者に対して、当該不遵守に係る事項を速やかに認可計画に適合するよう改善するための計画（以下「改善計画」という。）を提出するよう、当該確認をした日から起算して3日以内に指導するものとする。

<p><u>命令をするとき。</u></p> <p>(2) <u>次のいずれかに該当するため、法第33条の13第2項の規定に基づく命令をするとき。</u></p> <p>ア <u>認可計画に定める保全区域（隣接地との境界から掘削区域までの間に、災害の防止のために確保する掘削をしない区域をいう。以下同じ。）を掘削したこと。</u></p> <p>イ <u>認可計画に定める最終掘削面を超えて掘削し、その超える区域が認可計画に定める掘削区域の3割に相当する面積以上であること。</u></p> <p>ウ <u>その他規則で定める重大な認可計画の不遵守が認められること。</u></p> <p>(3) <u>前条の規定に該当するため、法第33条の9の規定に基づく命令をするとき。</u></p> <p>2 <u>前項の規定により改善計画の提出を命ぜられた採石業者は、当該提出を命ぜられた日から起算して7日以内に、当該改善計画を知事に提出しなければならない。</u></p> <p>3 <u>知事は、採石業者が前項の規定に基づき改善計画を提出したときは、当該提出を受けた日から起算して5日以内に、これを承認し、又は5日以内の期限を付して補正を命ずるものとする。</u></p> <p><u>第10条</u> <u>知事は、採石業者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該採石業者に対し、法第33条の13第2項の規定に基づき、採石に伴う災害の防止のために必要な措置をとるよう命ずるものとする。</u></p> <p>(1) <u>前条第2項の規定による改善計画の提出をしなかったとき。</u></p> <p>(2) <u>前条第2項の規定により提出された改善計画（同条第3項の規定により命ぜられた改善計画の補正をしたときは、その補正後のもの）に従って不遵守に係る事項を認可計画に適合させなかったとき。</u></p>	<p>2 <u>前項の規定に基づく指導を受けた採石業者は、当該指導のあった日から起算して7日以内に、当該指導に係る改善計画を知事に提出しなければならない。</u></p> <p>3 <u>知事は、採石業者が前項の規定に基づき改善計画を提出したときは、当該提出を受けた日から起算して5日以内に、これを承認し、又は5日以内の期限を付して補正を命ずるものとする。</u></p> <p><u>第9条</u> <u>知事は、採石業を行う者が次のいずれかに該当するときは、当該採石業を行う者に対して、法第33条の13第2項の規定に基づき、採石に伴う災害の防止のために必要な措置をとるよう命ずるものとする。</u></p> <p>(1) <u>業者登録を受けずに採石を行ったとき。</u></p> <p>(2) <u>採石認可を受けずに採石を行ったとき。</u></p> <p>(3) <u>認可計画に定める掘削区域外の土地を当該掘削区域の面積の3割に相当する面積を超えて採石を行ったとき。</u></p> <p>(4) <u>認可計画に定めた事項のうち、別表の6の項に定める事項を遵守しないで採石を行ったため、災害が発生する可能性が高まっていると認められるとき。</u></p> <p>(5) <u>前条第2項の規定に基づく改善計画の提出をせず、又は改善計画に従って改善をしなかったとき。</u></p>
---	---

(3) 前条第3項の規定により命ぜられた改善計画の補正をしなかったとき。

2 知事は、採石業者が第4条第2項の規定に違反していると認めるときは、当該採石業者に対し、法第33条の13第1項の規定に基づき、第4条第2項に規定する廃棄物を採石場の区域外に搬出するよう命ずるものとする。

3 知事は、第1項の規定により命令を行おうとする場合において、必要があると認めるときは、あらかじめ鳥取県採石場安全対策審議会の意見を聴くものとする。

(業務報告等)

第11条 略  
2～5 略

6 知事は、前項の規定による立入検査により、当該採石業者が法第32条の8又は第33条の10に規定する場合に該当することとなっていることが確認されたときは、速やかに、法第32条の11の規定に基づきその業者登録を削除し、又は当該採石業者に対して法第33条の13若しくは第33条の17の規定に基づき災害の防止のために必要な措置若しくは設備をするよう命ずるものとする。

7 略

(鳥取県採石場安全対策審議会)

第12条 次に掲げる事務を行わせるため、鳥取県採石場安全対策審議会（以下「審議会」という。）を設置する。

(1) 第5条第3項、第7条第3項、第10条第3項及び前条第7項の規定により、知事に意見を述べること。

(2) 略

2 略

3 審議会に、特別の事項を調査審議させるため必要があるときは、特別委員を置くことができる。

4 委員及び特別委員は、採石、地質、環境等に関し、学識経験を有する者のうちから、知事が任命する。

5 略

6 略

7 特別委員は、その者の任命に係る当該特別の事項の調査審議が終了したときは、解任されるものとする。

8 略

(6) 前条第3項の規定に基づき命じられた改善計画の補正をしなかったとき。

2 知事は、前項の規定により命令を行おうとする場合において、必要があると認めるときは、あらかじめ鳥取県採石場安全対策審議会の意見を聴くものとする。

(業務報告等)

第10条 略  
2～5 略

6 知事は、前項の規定による立入検査により、当該採石業者が法第32条の8又は第33条の10に規定する場合に該当することとなっていることが確認されたときは、速やかに、法第32条の11の規定に基づきその業者登録を削除し、又は当該採石業者に対して法第33条の13若しくは第33条の17の規定に基づき災害の防止のために必要な措置若しくは設備をするよう命じるものとする。

7 略

(鳥取県採石場安全対策審議会)

第11条 次に掲げる事務を行わせるため、鳥取県採石場安全対策審議会（以下「審議会」という。）を設置する。

(1) 第5条第3項、第7条第3項、第9条第2項及び前条第7項の規定により、知事に意見を述べること。

(2) 略

2 略

3 委員は、採石、地質、環境等に関し、学識経験を有する者のうちから知事が任命する。

4 略

5 略

6 略

(認可状況の公表)  
第13条 知事は、採石認可（法第33条の5第1項本文の規定による変更の認可を含む。）をしたときは、速やかに公表するものとする。

別表第1（第5条、第7条、第8条関係）

採石認可の基準

項目	基準
1 採石場の区域	(1)及び(2) 略 (3) 採石場の区域と隣接地との境界及び掘削区域と保全区域との境界が、規則で定める適切な方法により明示されていること。
2 採取をする岩石の種類及び数量並びにその採取の期間	(1)及び(2) 略 (3) 採取の期間は、 <u>3年</u> （認可申請をした日の直前に受けた当該採石場の採石認可に係る採取の期間中、次のいずれにも該当すると認めるときは、 <u>5年</u> ）を超えないものとし、採取をする岩石の数量に応じ、採石及び跡地の防災措置が適切に行えるものであること。 ア <u>第9条第1項の規定による改善計画の提出を命ぜられず、又は当該改善計画の提出を命ぜられた場合にあっては、提出した改善計画（同条第3項の規定により</u>

(認可状況の公表)  
第12条 知事は、採石認可（法第33条の5第1項の規定による変更の認可を含む。）をしたときは、速やかに公表するものとする。

(権限の委任)

第13条 この条例に規定する知事の権限に属する事務は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第153条の規定に基づき、別に定めるところにより、知事の権限に属する事務を処理するための組織を構成する機関の長に委任する。

別表（第5条関係）

採石認可の基準

項目	基準
1 採石場の区域	(1)及び(2) 略 (3) 採石場の区域と隣接地との境界及び掘削区域と保全区域（ <u>隣接地との境界から掘削区域までの間に、災害の防止のために確保する掘削をしない区域をいう。以下同じ。</u> ）との境界が、規則で定める適切な方法により明示されていること。
2 採取をする岩石の種類及び数量並びにその採取の期間	(1)及び(2) 略 (3) 採取の期間は、 <u>知事が特に必要と認める場合を除き、5年</u> を超えないものとし、採取をする岩石の数量に応じ、採石及び跡地の防災措置が適切に行えるものであること。

	<p><u>命ぜられた改善計画の補正をしたときは、その補正後のもの)に従って不遵守に係る事項を認可計画に適合させたこと。</u></p> <p><u>イ 法第33条の9の規定に基づく命令を受けず、又は当該命令を受けた場合にあっては、その命令に従ったこと。</u></p> <p><u>ウ 法第33条の13の規定に基づく命令を受けず、又は当該命令を受けた場合にあっては、その命令に従ったこと。</u></p>		
3及び4 略		3及び4 略	
5 採取の方法及び採取のための設備その他の施設に関する事項	略	5 採石の方法及び採取のための設備その他の施設に関する事項	略
6 採石に伴う災害の防止のための方法及び施設に関する事項	<p>(1) 採石場への関係者以外の進入、土砂崩れ、騒音等（騒音、振動、粉じん又は飛石をいう。以下同じ。）、廃土又は廃石の流出等の防止、保全区域の設定、火薬の使用、採取をした岩石の管理等について、次に掲げる事項が定められていること。</p> <p>ア及びイ 略</p> <p>ウ 掘削区域と隣接地の境界との間における保全区域の幅は、<u>掘削区域の最も低い場所と最も高い場所の高低差及び隣接地の利用状況に応じて5メートル以上で規則で定める距離以上とすること。ただし、防災上支障がないと知事が認めるときは、この限りでない。</u></p> <p>エ及びオ 略</p>	6 採石に伴う災害の防止のための方法及び施設に関する事項	<p>(1) 採石場への関係者以外の進入、土砂崩れ、騒音等（騒音、振動、粉じん又は飛石をいう。以下同じ。）、廃土又は廃石の流出等の防止、保全区域の設定、火薬の使用、採取をした岩石の管理等について、次に掲げる事項が定められていること。</p> <p>ア及びイ 略</p> <p>ウ 掘削区域と隣接地の境界との間における保全区域の幅は、<u>掘削に伴う隣接地の土砂崩れ等を防ぐため、隣接地の利用状況に応じて5メートル以上で規則で定める距離以上とすること。ただし、防災上支障がないと知事が認めるときは、この限りでない。</u></p> <p>エ及びオ 略</p>

	<p>カ 表土の除去は、採石のための掘削に先行して行うこと。</p> <p>キ～ソ 略</p> <p>(2) 略</p> <p>(3) <u>汚濁水</u>の採石場の区域外への流出の防止について、次に掲げる事項が定められていること。</p> <p>ア及びイ 略</p> <p>(4) 略</p>		<p>カ 表土の除去は、採石のための掘削を行う箇所の外周部についても、水平距離で10メートル以上の幅にわたって行うこと。</p> <p>キ～ソ 略</p> <p>(2) 略</p> <p>(3) <u>汚濁した水</u>の採石場の区域外への流出の防止について、次に掲げる事項が定められていること。</p> <p>ア及びイ 略</p> <p>(4) 略</p>
<p>7 廃土又は廃石の堆積の方法</p>	<p>廃土又は廃石（除去をした表土を含む。以下同じ。）の堆積の方法、堆積場の設置場所等について、次に掲げる事項が定められていること。</p> <p>ア及びイ 略</p> <p>ウ 堆積場内に水が流入するときは、十分な通水能力を有する排水路その他の知事が適当と認める施設を設置するとともに、知事が必要と認めるときは、<u>汚濁水処理施設</u>を設置すること。</p> <p>エ～キ 略</p>	<p>7 廃土又は廃石の堆積の方法</p>	<p>廃土又は廃石（除去をした表土を含む。以下同じ。）の堆積の方法、堆積場の設置場所等について、次に掲げる事項が定められていること。</p> <p>ア及びイ 略</p> <p>ウ 堆積場内に水が流入するときは、十分な通水能力を有する排水路その他の知事が適当と認める施設を設置するとともに、知事が必要と認めるときは、<u>汚濁した水の処理施設</u>を設置すること。</p> <p>エ～キ 略</p>
<p>8 脱水ケーキの処理の方法</p>	<p>(1) 脱水ケーキ（採取をした岩石の脱水処理に伴って生ずる湿状の岩石粉をいう。以下同じ。）を採石場の区域内に堆積するとき、堆積物の強度の向上を図るため、排水性のよい廃土若しくは廃石と混合し、又は交互に積み上げるとともに、堆積の方法、堆積の設置場所等について、7の項の基準の欄のアからキまでに掲げる事項が定められていること。</p> <p>(2) 脱水ケーキの処理に当たっては、廃棄物の処理及び清</p>		

掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第2条第4項に規定する産業廃棄物に該当しないものを除き、同法の規定に従って処理すること。

別表第2（第7条関係）

認可計画の軽微な変更

項 目	基 準
1 採石場の区域	(1) 別表第1の基準の範囲内における当該採石場の区域の縮小 (2) 所有権その他当該採石場の区域内の土地に関する権利の変動 (3) 当該採石場の区域内の土地の地目の変更 (4) 当該採石場の区域内の土地に係る分筆又は合筆
2 採取をする岩石の種類及び数量並びに採取の期間	(1) 採取をする岩石の数量の減少 (2) 採取の期間の短縮
3 採取をする岩石の用途	製品別内訳の変更
4 採取の方法及び採取のための設備その他の施設に関する事項	採取の期間内での工程の変更
5 採石に伴う災害の防止のための方法及び施設に関する事項	(1) 別表第1の基準の範囲内における掘削区域の縮小 (2) 別表第1の基準の範囲内における掘削勾配 <small>こうばい</small> の緩和（採取をする岩石の数量が減少する場合に限る。）

<p>(3) 別表第1の基準の範囲内における掘削用機械の数の増減、破碎若しくは選別のための施設、運搬用機械若しくは洗浄のための施設の位置の変更又はそれらの機械若しくは施設の規模若しくは能力の変更</p> <p>(4) 別表第1の基準の範囲内における汚濁水処理施設、沈砂池、沈殿池その他の施設の能力の向上</p> <p>(5) 別表第1の基準の範囲内、かつ、採石場の区域内における製品の堆積場所<sup>たい</sup>の変更</p> <p>(6) 採石場の区域内における掘削のための作業の用に供する道路の位置の変更</p> <p>(7) 法第32条の2第1項第2号の業務管理者の変更</p>	
---	--

## 附 則

## (施行期日)

1 この条例は、平成19年1月1日から施行する。

## (経過措置)

- 2 改正後の鳥取県採石条例第6条第1項、第7条第2項及び別表第1の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後の採石法（昭和25年法律第291号）第33条の認可及び同法第33条の5第1項本文の規定による変更の認可について適用する。
- 3 改正後の鳥取県採石条例第7条第1項及び別表第2の規定は、施行日以後の採石法第33条の8に規定する認可採取計画の変更について適用する。